

事務局（局長）	<p>只今から、令和5年第11回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>（会長挨拶）</p>
事務局（局長）	<p>只今から、議案審議に移ります。会議規則第3条により、幸野会長に議事進行をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中16名、推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、13番 矢野正祥委員、15番 平井城太郎委員、22番 都築孝壽委員、23番 武内誠委員より、欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、9番 菊地正夫委員と11番 二宮康壽委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第66号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（専門員兼農地係長）	<p>議案第66号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、若宮字ドテソトの土地、畑1筆1,004㎡は、売買による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後は、野菜の栽培をします。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事をします。</p> <p>2番、新谷の土地、田1筆236㎡及び畑1筆77㎡も、売買による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後は、野菜を栽培します。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事をします。</p> <p>3番、八多喜町の土地、田2筆746㎡、売買による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後は、野菜を栽培します。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>4番、長浜町沖浦の土地、畑1筆89㎡は、贈与での所有権移転です。</p> <p>所有権移転後は、露地野菜の栽培をします。</p> <p>農業は、譲受人夫婦で年間を通して従事します。</p> <p>5番、肱川町名荷谷の土地、畑3筆1,742㎡も、贈与による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後は、季節野菜の栽培をします。</p> <p>農業は、譲受人家族で年間を通して従事します。</p> <p>以上、5件です。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告</p>

を受けたいと思います。1番。

2番

1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料は2ページを参考にしてください。

本件は、譲渡人が県外に居住し、耕作管理が出来ないため、地元の有志である譲受人へ、売買において所有権移転を行うものです。

申請地は、大洲市防災センターから南西へ約600mのところにある農地です。

農業は、譲受人家族で年間を通して従事しており、所有権移転後の管理に問題はないものと思われま。

調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

議長(会長)

2番。

18番

それでは、2番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は3ページをご覧ください。

2番案件も、譲渡人が市外在住で農地の管理が難しいため、売買での所有権移転を行うもので、申請地は、都集会所の北東約150mのところにある譲受人が所有する農地と隣接しております。

農業は、譲受人家族で年間を通じて従事するとともに、今後も水稲や野菜を栽培するなど、一体的に耕作管理をする計画であるため、特に問題はないものと思われま。

現地確認をいたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

議長(会長)

3番。

事務局(専門員兼
農地係長)

3番案件は都築委員さんですが、本日欠席のため、原稿をお預かりしております。代読をさせていただきます。

3番案件をご説明します。

議案説明資料は4ページを参考にしてください。

3番案件は、売買により農地を取得するもので、申請地は、八多浪集会所の北東約50mにある譲受人の自宅近くの農地で、現在も良好に管理されております。

農業は、譲受人家族が年間を通じて従事しており、今後の耕作管理に問題はないと考えま。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農業は、譲受人家族が年間を通じて従事するなど、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はないことから、所有権移転後の管理に問題はないものと思われま。

ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。以上です。

議長(会長)

4番。

24番

4番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は5ページを参考にしてください。

4番案件は、贈与での所有権移転を行うもので、申請地は、長浜大橋から南東へ約430mのところに位置する県道沿いの農地です。

申請によると、譲渡人は未成年者であるため、法定代理人である母親が親戚にあたる譲受人へ農地管理を任せるものであります。

なお、市外の住所である譲受人夫婦ですが、行き来をしながら年間を通じて農業に従事していくことから、今後の管理に問題はないものと思われま

す。その他、調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

5番。

33番

それでは、5番案件をご説明いたします。

議案説明資料は6ページを参考にしてください。

当案件は親子間の贈与で、申請地は、共栄集会所から北東へ約700mに位置する、自宅近くの農地3筆です。

譲受人は家族で農業に従事しており、耕作管理に関する問題はこれまでに生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われま

す。その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありました、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第67号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係長）

失礼いたします。議案第67号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙「議案説明資料」の7ページから16ページを併せてご覧ください。

それでは、1番、柚木の土地1筆です。

申請地は、市内中心地で利便性も良く、需要が見込まれるため、申請

地に賃貸共同住宅を建設しようとするものであります。

申請地は、別紙「議案説明資料」8ページの位置見取図において中心にある赤色の箇所となっており、大洲市内中心部から南南東に約660mのところを位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域で第1種住居地域が定められている区域内に位置する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙「議案説明資料」7ページをご確認ください。

次に、2番、肱川町名荷谷の土地2筆です。

農機具を収納するための倉庫が不足しており、また、居住している住宅も手狭であるため、申請地に農業用倉庫兼住宅を建設することと、あわせて、既存住宅等への進入路等を整備しようとするものであります。

本案件につきましては、今年7月の第7回定例総会で農用地区域の除外についてご審議いただきました案件であり、農振法第12条公告がなされています。

申請地は、別紙「議案説明資料」12ページの位置図において中央の箇所となっており、大洲市内中心部から東南東に約1.4kmのところを位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙「議案説明資料」11ページをご確認ください。

以上、2件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

それでは、1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の7ページから10ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、第3種農地であることから、問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、許可あり次第、金融機関からの融資により着工することとであり、特に問題ないものと思われま。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の東側に農地がありますが、露天駐車場部分はアスファルト舗装を行い、雨水等の排水処理はマンホールへ適切に処理することから問題はないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

33番

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の11ページから16ページをご覧ください。

本件は、今年の7月に開催されました第7回定例総会の「議案第50号農業振興地域整備計画の変更」におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件となっております。

調査結果は、第7回定例総会でご説明いたしましたとおり、立地基準、

一般基準において、どちらもその時の状況と変わっておりませんので、調査報告書記載のとおり問題ないものと思われます。

なお、既に当該土地には農業用倉庫兼住宅等が建築、整備されており、違反転用になっていることから、始末書を提出いただいております。

また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地は周囲を市道及び自己所有地に囲まれており、各項目につきまして適当と思われることから、特に問題ないものと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長） 地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員 （質疑なし）

議長（会長） 特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第68号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長） 失礼いたします。議案第68号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ並びに別紙「議案説明資料」17ページから28ページまでを、併せてご覧ください。

1番、東若宮の土地、1筆384㎡の案件は、譲受人が申請地に事務所と倉庫及び露天駐車場を建築するため、申請地を取得するものであります。

農地区分は、大洲市中心部から北北東に約3.5kmのところを位置し、都市計画法で規定する準工業地域内の農地であることから、「第3種農地」と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番、菅田町大竹の土地、1筆228㎡の案件は、譲受人が転用申請を行った事業で、令和3年11月に転用許可となった、築堤事業の立ち退き後の事業地に関連したもので、竣工後に敷地が手狭なため、施設を拡張するために、申請地を事業地として取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東南東に約1.9kmのところを位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断しております。

今回の案件は、既存の施設の拡張に該当するため、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

3番、八多喜町の土地、2筆344.34㎡の案件は、譲受人世帯が居住している借家が手狭で不便なため、申請地に自己住宅を建築するた

めに、売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北に約6.2kmのところの位置し、300m以内にJR八多喜駅が存する区域内にある農地であることから、「第3種農地」と判断しております。

したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、3件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

2番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の17ページから20ページを、参考にしてください。

申請地は18ページの位置図のとおり、市役所から、北北東へ約3.5kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、19ページの地番地目図のとおり、申請地に農地が隣接していますが、所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

事務局（次長）

失礼します。2番案件、矢野委員が欠席のため、代読させていただきます。

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の21ページから24ページを参考にしてください。

申請地は、22ページの位置図のとおり、菅田連絡所から南西へ約2.5kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおり問題ないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、写真にありますように、申請地については、一部砕石工場の敷地にかかっている状態になっておりますが、特に問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、23ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接の農地は同じ所有者の農地で、それ以外は山林であるため、問題ないものと思われます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

3番。

事務局（次長）

3番案件、都築委員欠席のため、代読をいたします。
それでは、3番案件の調査結果をご報告いたします。
議案説明資料の25ページから28ページを、参考にしてください。
申請地は26ページの位置図のとおり、JR八多喜駅から北へ約240mに位置する農地になります。
まず、立地基準については、事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないと思われます。
次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。
また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、27ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接の農地については、所有者の同意を得ているとのことであり、問題ないものと思われます。
よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は、申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。
次に、議案第69号『非農地証明について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼
農政係長）

失礼いたします。
議案第69号「非農地証明について」ご説明申し上げます。
議案書4ページから5ページ並びに別紙「議案説明資料」29ページから40ページまでを、併せてご覧ください。
1番から4番までと5番及び6番については、それぞれ同地区内のため、それぞれでまとめて説明させていただきます。
まず、1番から4番までについてです。平野町野田の土地、6筆合計3,554㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。
申出によりますと、4件について同じ理由で、申請地にスギ又はヒノキが植林されてから20年以上が経過し、放置林となっており、農地として復旧することが著しく困難となったとのことでございます。
次に、5番及び6番についてです。河辺町北平の土地、4筆合計2,183㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。
申請地のうち、5番については、申請者の母がクヌギを植林し、伐採はしているものの、残っている切り株から新たに芽吹いている状態であり、現在は、農地として復旧することが著しく困難となったとのことでございます。また、6番についても、申請者の亡くなった母が20年以

上前にスギを植林し、現在は、農地として復旧することが著しく困難となったとのことをごさいます。

以上、6件をごさいます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

8番

それでは、1番から4番までの案件について、一括して調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の29ページから35ページを、参考にしてください。

申請地は33ページの位置見取図のとおり、伊予平野駅から南東へ約420mから530mまでの範囲に位置する農地になります。

各申請者からの申請によりますと、いずれの申請地も、スギ又はヒノキが植林されてから20年以上が経過し、放置林となっており、現在は農地への復旧は著しく困難との申出です。

申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

5番。

39番

それでは、5番及び6番の案件について、一括して調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の36ページから40ページを、参考にしてください。

申請地は38ページの位置見取図のとおり、北平郵便局から北東へ約2.2kmから2.5kmまでの範囲に位置する農地になります。

申請によりますと、5番、6番の申請地につきまして、いずれもクヌギやスギを植林してから20年以上経過し、現在は、農地への復旧は著しく困難との申出です。

申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、

証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第70号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。

本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼
農政係長）

失礼いたします。「議案第70号 農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。

議案書6ページ並びに別紙「議案説明資料」の41ページから45ページまでを併せてご覧ください。今回は、農用地区域への編入1件及び農用地区域からの除外1件でございます。

はじめに、農用地区域の編入関係です。

1番、長浜町出海の土地、1筆 373㎡の案件は、長浜町出海地区において、中山間地域等直接支払制度対象農地周辺に存在する優良農地の保全を図るため、編入を行うものでございます。

編入は1件、1筆 373㎡となっております。

次に、農用地区域除外関係です。

1番、肱川町宇和川の土地、1筆 409㎡の内216㎡の案件は、隣接する宅地に自己住宅を建設するにあたり、宅地のみでは駐車場及び道路からの進入路が確保できないため、申出地について、通路及び露天駐車場を目的として転用するため、除外の申出があったものです。

申出地は、家族所有地に囲まれており、周辺農地への影響も影響がないことから、除外の計画変更をしようとするものでございます。

除外後の農地区分は、付近には公共施設等がなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

以上、除外1件、1筆 216㎡となっております。

ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。除外のみ、お願いします。

33番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の43ページから45ページをご覧ください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、報告書記載のとおりであり、問題ないものと考えます。

次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、申出人は、両親の面倒を見るため、実家近くの親が所有する宅地に住宅を建設するにあたり、宅地までの車の通路がなく、宅地も建設する住宅で手狭になるため、駐車場用地を確保するため、隣接する農地を通路及び露天駐車場に転用しようとしているため、問題はないものと思われま

す。また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地は周囲を親の所有地に囲まれており、各項目につきましては適当と思われることから、問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われま

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 (会長) 地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員 (質疑なし)

議 長 (会長) 特に、ご質疑もないようですので、原案のとおり農用地区域から「編入」及び「除外」することに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 (会長) ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることに致します。それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。次に、議案第71号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。

事務局 (専門員兼農政係長) 議案第71号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の7ページから、ご覧ください。「新規」案件のみを説明させていただきます。まず、7ページの2番から10ページと11ページにかけての13番、同じく11ページから13ページにかけての16番は、中間管理事業を使った貸借で11名の地権者が「えひめ農林漁業振興機構」を通しまして、市内の方へ貸し付けるものです。内容は野菜や水稻を栽培するため、賃借権を2年間から14年間、それぞれ設定するものです。次に13ページの17番は、果樹を栽培するため、賃借権を5年間設定するものです。その他の案件は、「再設定」となりますので、後ほどご確認をお願いします。以上、利用権設定件・筆数、18件・50筆、利用権設定総面積、125,570㎡。いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われまます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 (会長) 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員 (質疑なし)

議 長 (会長) 特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 (会長) ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたしま

す。

それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることといたします。